

平成27年 7月22日
在南アフリカ共和国日本国大使館

大使館からのお知らせ
～悪質警察官による不正取締りに対する防御策について(O. R. タンボ国際空港直近)～

O. R. タンボ国際空港近くの一般道において、悪質警察官による不正取締事案が発生しました。これまでに同種事案の被害例が多く、在留邦人の皆様から大使館に報告されているところ、今次、機転を利かせた対処法によって現場から離脱し、被害を免れた事例が寄せられましたので紹介致します。

なお、大使館としましては、同種事案に係る邦人被害を認知した場合、これを看過することなく、管轄警察署及び裁判所に対する抗議を繰り返してきたところですが、同種事案の発生は後を絶たないのが現状です。在留邦人の皆様におかれましては、同種事案に巻き込まれた場合には、当該事例に見られる対処法を参考にさせていただくとともに、その場から大使館（下記連絡先）へ御通報ください。

1 発生日時

2015年 7月18日（土）午前7時45分ころ

2 発生場所

O. R. タンボ国際空港、同空港併設の駐車場から一般道(Jones Road)へ通じる路上

3 状況

上記場所を走行中の在留邦人が、エクルレニメトロ警察の警察官から一時不停止を理由に停止を求められたため、これに従い停車したところ、パスポートの呈示を要求された。交通違反を指摘する当該警察官に対して反則切符の交付を求めたが、同人はこれには応じず、さらに在留資格について咎められたため、その場で南ア入管局に連絡を取り、当該警察官と直接対話させたが状況は変わらなかった。当該警察官から警察署に連行する等と言われたことから、所持していた携帯電話で録音する旨を申し向けたところ、態度を急変し諦めた様子で、その場から立ち去るよう告げてきたもの。

4 参考

警察車両4～5台，計8名の警察官が検問を装い，同所を通過する車両を無作為に停車させていた。

5 留意事項

- (1) 上記場所通過時には，道路標識に従い，一時不停止等の交通違反のそしりを受けないようにしてください。
- (2) 停車して警察官に対応する場合には，会話ができる程度（数センチ）に窓を開けるに留める（上記以外の一般道を走行中の場合等は，身に覚えのない停止命令には直ぐには従わず，人目の付く場所まで走行して停車するようにしてください。）。
- (3) 拘束するなどといわれなき抗議を受けた場合には，その場で（注）大使館に連絡するとともに，記録化（警察官の所属，氏名，停められた際の状況等）に努めてください。上記事例に見られるとおり，携帯電話で録音する（素振りを見せる）のも有効な手段です。

（注）083-701-9975（廣本・警備），083-289-1091（阿宅・警備），083-289-1051（園部・領事）

（了）